

当薬局の管理及び運営に関する事項



許可区分	薬局
開設者	有限会社西岡メディカル薬局
許可番号	3-87
許可年月日	令和4年3月18日
有効期間	令和4年3月18日～令和10年3月17日
所在地	千歳市豊里2丁目8-3
管理薬剤師	今本英悟
勤務する薬剤師	大越洋子
取扱う一般用医薬品の区分	要指導医薬品 第1類～第3類
当薬局勤務者の名札	薬剤師：紺色枠 登録販売者・水色枠 一般従事者：黄色枠
営業時間	月・火・水・金曜 8:30～17:30 木曜 8:30～16:30 土曜 8:30～13:00
営業時間外の相談対応時間	営業時間外は下記番号で対応致します
緊急時・相談時の連絡先	電話番号 050-5603-6721

当薬局の行っているサービスについて

1. 調剤技術料に関する事項

調剤基本料1(45点)	健康保険法の定める基準によります。受付1回につき1度算定されます。ただし、同一医療機関の複数科受診の場合、同一処方日分は受付1回と数えますが、医療ビルなどでそれが独立した医療機関の場合、それぞれの医療機関の処方箋ごとに受付回数を数えることになります。
地域支援体制加算1(32点)	地域医療に貢献する体制(薬剤服用歴の整備、緊急時の相談体制、在宅訪問、研修会の実施、医薬品情報の提供体制の整備、麻薬取扱免許、1200品目以上の医薬品在庫など)を整えている薬局のため加算しております。
後発医薬品調剤体制加算3(30点)	後発医薬品の調剤数量が85%を超えていたために加算しております。これにより、当薬局では積極的に後発医薬品での調剤を行います。
連携強化加算(5点)	災害や新興感染症が発生した場合に、地域の各医療機関と連携して対応できる体制を整えているために加算しております。
医療DX推進体制加算(10点)	マイナ保険証によるオンライン資格確認や電子処方箋の応需に対応しているために加算しております。
在宅薬学総合体制加算1(15点)	在宅患者に対する薬学的管理及び指導を行うのに必要な体制を有しており、在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料若しくは在宅患者緊急時等共同指導料又は介護保険における居宅療養管理指導費若しくは介護予防居宅療養管理指導費を算定している患者さまが提出する処方箋を受け付けて調剤を行った場合に算定します。
夜間休日等加算(40点)	平日19時以降、土曜13時以降、日曜祝日に受付・調剤した場合に算定します

2. 薬学管理料に関する事項

服薬管理指導料		患者さまごとに作成した薬剤の使用履歴(お薬カルテ)です。処方内容・アレルギー歴・副作用歴・飲み合わせの調査などを記録しています。処方薬品の効果・注意点・名称・用法・用量等を文章や写真を用いて説明しています。また、処方内容(薬剤名称・用法・用量など)をお薬手帳に記すことにより、複数病院受診時の相互作用や重複による危険を回避できます。毎回記録することにより時系列で確認でき、より正確な情報となります。
どちらか	(59点)	お薬手帳をお持ちでない場合・3か月以内にご来局が無い場合 はじめてご来局の場合・はじめてお薬手帳を作成した場合
	(45点)	お薬手帳をお持ちの場合・3か月以内にご来局の場合
かかりつけ薬剤師指導料(76点)		薬剤師個人と同意書を交わし、次回以降はその薬剤師がかかりつけ薬剤師となり担当いたします。服薬指導後のフォローや、お薬に関する相談等にも対応いたします。
在宅患者訪問薬剤管理指導料 単一建物居住者1人(650点) " 2~9人(320点) " 10人以上(290点)		居宅において療養を行っておられる患者さまのうち、通院が困難な場合に、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただくことができます。在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので、短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(担当医師の了解と、指示書が必要です。)
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算(250点)	在宅で医療用麻薬持続注射療法を受ける患者さまに対し、注入ポンプによる麻薬の使用など、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理や指導を行った場合に算定します	
	在宅中心静脈栄養法加算(150点)	在宅で中心静脈栄養療法を受ける患者さまに対し、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理や指導を

3. 介護保険サービスに関する事項

居宅療養管理指導料および 介護予防居宅療養管理指導料		介護保険法の定める基準によります。受付1回につき1度算定されます。介護認定を受け、訪問診療を受けている方や通院が困難な方が対象です。介護認定を受けている方は、医療保険の在宅患者訪問薬剤管理指導ではなく、こちらのサービスが優先されます。サービスを受けるにあたり、当社との契約が必要となります。	
単一建物居住者 人数	1人	518単位	※月4回まで算定、ただし特殊な患者の場合は月8回まで算定
	2人から9人	379単位	
	10人以上	342単位	
事業所番号		千歳市指定介護保険事業所 0140246737	

4. 療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱いに関する事項

レジ袋代	持ち帰り用レジ袋代が必要な場合は、1枚5円(税込)
お薬配送代	お薬の配送を希望する場合は1件あたり500円(税込) 配送会社による配達を希望される場合は、各社指定の着払い金額にて承ります
容器代	軟膏容器 5・10・20・30g→30円 50・100g→50円 水剤容器 30・60・100・200ml→30円 300ml→50円 400・500ml→100円 外用容器 5ml→10円 30・60・100ml→30円 点鼻容器 15・30ml→30円

5. 取り扱い公費負担医療

労災保険指定薬局	労働者災害補償保険法
生活保護法による医療扶助指定機関	生活保護法
結核指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
指定自立支援医療機関(精神通院医療・更生医療・育成医療)	障害者自立支援法
指定小児慢性疾病医療機関	児童福祉法
母子保健法による養育医療	母子健康法
精神保健福祉法による医療費の支給	精神保健福祉法
公害医療機関	公害健康被害の補償等に関する法律
戦傷病者特別援護法による医療費の給付	戦傷病者特別援護法
原子爆弾被爆者一般疾病医療指定薬局	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律
指定難病に対する医療費の給付	難病の患者に対する医療等に関する法律
石綿による健康被害の救済に関する法律による医療費の支給	石綿健康被害救済法
特定疾患治療費及び先天性血液凝固因子障害等治療費(B型およびC型ウイルス性肝炎含む)	
被災者支援による医療費の給付	

6. 明細書の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に『個別の調剤報酬の算定項目の分かれる明細書』を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や服用量などが記載されるものですので、その点、ご理解いただき、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

表記中の点数は全て1点=10円です。

計算例: 10点=100円(3割負担の方は30円の負担、1割負担の方は10円の負担です)

お知らせ

現在、全国的に医薬品の供給が不安定な状況になっており、いつも服用しているお薬がお渡しきれない場合がございます。お薬によっては「品名」や「メーカー名」が異なるもので対応させていただく場合もございますので、何卒ご了承ください。

◇地域における医薬品安定供給に向けての取組◇

当薬局では、地域の医療機関・薬局と連携し、医薬品の安定供給に向けて以下の取組をしております。

- 地域の薬局間での医薬品備蓄状況の共有と医薬品の融通
- 医療機関への情報提供（医薬品供給の状況、自局の在庫状況）
および処方内容の調整
- 医薬品の供給情報等に関する行政機関との連携

お知らせ

令和6年10月より、
選定療養制度対象の**先発医薬品**をご希望の方は、国の制度により**追加の請求**が発生いたします。ご了承ください。



個人情報保護に関する基本方針

1 基本方針

当薬局は、「個人情報の保護に関する法律」(以下、「個人情報保護法」)および「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」(厚生労働省策定。以下、「ガイドライン」)を遵守し、良質な薬局サービスを提供するために、皆様の個人情報を適切かつ万全の体制で取り扱います。

2 具体的な取り組み

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- 1 個人情報保護法およびガイドラインをはじめ、関連する法令を遵守します。
- 2 個人情報の取扱いに関するルール(運用管理規定)を策定し、個人情報取扱責任者を定めるとともに、従業員全員で遵守します。
- 3 個人情報の適切な保管のために安全管理措置を講じ、漏洩・滅失・棄損の防止に努めます。
- 4 個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認し、問題が認められた場合には、これを改善します。
- 5 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ利用目的を明示し、その目的以外には使用しません。ただし、本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合、個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- 6 業務を委託する場合は、委託先に対し、当薬局の基本方針を十分理解の上で取り扱うよう求めるとともに、必要な監督・改善措置に努めます。
- 7 個人情報の取扱いに関する相談体制を整備し、適切かつ迅速に対応します。

3 相談体制

当薬局は、次の事項についてご本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します。

- 1 個人情報の利用目的に同意しがたい場合。
- 2 個人情報の開示、訂正、利用停止など(法令により応じられない場合を除く)。
- 3 個人情報が漏洩・滅失・棄損した場合、または、その可能性が疑われる場合。
- 4 その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合。

4 個人情報の利用目的

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。個人情報の取り扱いについて、ご不明な点や疑問などがございましたら、お気軽にお問合せください。

- ・ 当薬局における調剤サービスの提供
- ・ 医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
→(副作用歴、既往歴、アレルギー、体质、併用薬、ご住所や緊急時の連絡先など)
- ・ 病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者などとの必要な連携
- ・ 病院、診療所などからの照会への回答
- ・ 家族などへの薬に関する説明
- ・ 医療保険事務(審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など)
- ・ 薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ・ 調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・ 当薬局内で行う症例研究
- ・ 当薬局内で行う薬学生への薬局事務実習
- ・ 外部監査機関への情報提供

西岡メディカル薬局千歳店

開設者：有限会社西岡メディカル薬局 代表取締役 庄田和秀
個人情報取扱責任者：管理薬剤師 今本英悟